- ・この消防計画の作成例をそのまま所轄消防署長に提出することはできません。
- ・特に下線部分は必ず実態に合うように記入して下さい。
- ・また、この消防計画は、一般的な用途形態を想定していますので、事業所個々の 営業形態及び組織、建物構造、設備の設置状況等の実態とその特異性を加味して 記入してください。

作成例

○○○○ビル の全体についての防火管理に係る消防計画

第1章 総則

1 目的

この計画は、消防法第8条の2第1項に基づき、統括防火管理者が<u>OOOO</u> <u>ビル</u>の全体についての防火管理上必要な業務に係る事項を定め、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この計画は、<u>OOOOビル</u>に勤務・出入りし、又は居住するすべての者に適用する。

3 管理権原者の責務

- (1) 管理権原者は、各々が定めた防火管理者の作成する消防計画(以下「事業所の消防計画」という。)に基づき、当該防火管理者に防火管理上必要な業務を実施させ、適正にその業務を遂行する。
- (2) 管理権原者は、統括防火管理者を協議して定め、防火対象物の全体について の防火管理上必要な業務を行わせること。

協議の方法は、電子メールを用いた協議方法とする。

- (3) 管理権原者は、統括防火管理者が防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行できるように協力する。
- (4) 管理権原者は、統括防火管理者を定めたときは、所轄消防署長に届出を行うものとする。

4 防火管理者の責務

- (1) 防火管理者は、統括防火管理者の指示を遵守するとともに、次に掲げる防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告又は承認を受けること。
 - ア 防火管理者に選任又は解任されたとき
 - イ 事業所の消防計画を作成又は変更するとき
 - ウ 防火対象物の法定点検の実施及び結果について
 - エ 消防用設備等・特殊消防用設備等(以下「消防用設備等」という。)の法

定点検の実施及び結果について

- オ 建物等の定期検査の実施及び結果について
- カ 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥を確認したとき及び それらを改修したとき
- キ 火気を使用する設備器具(以下「火気使用設備器具」という。)又は電気 設備の新設、移設、改修等を行うとき
- ク 臨時に火気を使用するとき
- ケ 大量の可燃物の搬入及び危険物の貯蔵・取扱いを行うとき
- コ 客席又は避難通路の変更を行うとき
- サ 用途(一時的を含む。)を変更するとき
- シ 内装改修又は改築等の工事を行うとき
- ス 催物を開催するとき
- セ 事業所の消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき
- ソ 事業所の消防計画に定めた訓練を実施するとき
- タ 防火管理業務の一部を委託又は防火管理者の業務を委託するとき
- チ 消防機関が行う検査等の実施及び結果について
- ツ 統括防火管理者から指示された事項を履行したとき
- テ その他火災予防上必要な事項
- (2) 防火管理者は、この全体についての消防計画に適合するように、事業所の消防計画を作成すること。

第2章 全体についての防火管理業務

1 管理権原者の権原の範囲等

- (1) 管理権原者の当該権原の範囲 防火対象物の各管理権原者の当該権原の範囲は、別記のとおりとする。
- (2) 防火対象物の法定点検は次のとおり実施する。
 - ア 防火対象物の法定点検は、 各管理権原者 の責任により行う。
 - イ 点検を実施する場合は、事業所の防火管理者等が立ち会う。
- (3) 消防用設備等の法定点検は次のとおり実施する。
 - ア 消防用設備等の法定点検は、 建物所有者 の責任により行う。
 - イ 各管理権原者は、点検に必要な場所への立入りを認めるなど、点検が適切 に実施できるよう協力する。
 - ウ 点検を実施する場合は、事業所の防火管理者等が立ち会う。
- (4) 自主点検は次のとおり実施する。
 - ア 統括防火管理者は、別表 1 「自主点検チェック表 (防火対象物等)」及び 別表 2 「自主点検チェック表 (消防用設備等)」に基づき、自主点検を実施 するものとする。
 - イ 自主点検の実施時期は、<u>4月と10月の年2回</u>とする。

(5) 点検結果の記録

統括防火管理者は、防火対象物及び消防用設備等の法定点検の結果を取りま とめ、各管理権原者に報告するとともに、その取りまとめた記録を防火管理維 持台帳に3年間保管する。

(6) 不備欠陥箇所の改修

統括防火管理者は、点検・検査により明らかになった不備欠陥について、速 やかに改修するための必要な措置を図るものとする。

2 自衛消防訓練

(1) 訓練の実施時期等

統括防火管理者は、防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練等を 火災予防運動期間の前後(11月・3月)の年2回 実施する。

- (2) 訓練実施結果の保存
 - ア 統括防火管理者は、別表 3 「自衛消防訓練実施結果記録書」を用いて、訓練を検証し、その結果を講評するとともに、指導事項については、次回の訓練に反映させる。
 - イ 統括防火管理者は、アの「自衛消防訓練実施結果記録書」を防火管理維持 台帳に3年間保管する。

3 避難施設等の維持管理及びその案内

統括防火管理者は、次により、廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避 難施設を適正に管理する。

- (1) 廊下、階段、避難口、通路等の避難施設
 - ア 避難の障害となる設備又は物品を設けない。
 - イ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないよう維持する。
 - ウ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合 は、廊下、階段等の幅員を有効に保持する。
- (2) 安全区画、防煙区画の維持管理
 - ア 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持する。
 - イ 閉鎖の障害となる設備又は物品を設けない。
- (3) 避難経路の案内

防火管理者は、従業員、児童、生徒等及び他の在館者(以下「従業員等」という。)に避難口及び避難階段の位置を把握させるために、必要に応じて避難経路図等を掲出する。

4 経費の分担

本計画に基づき、経費を必要とする事業を行うときは、その都度協議し、経費の分担を決定するものとする。

第3章 自衛消防対策

1 自衛消防活動等

火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、 防火管理者は相互に連絡、協力して火災、地震その他の災害に対応する。

(1) 通報連絡

火災を発見した者は、直ちに消防機関(119番)へ通報するとともに、統括防 火管理者及び防火管理者等に報告する。

(2) 消火活動

- ア 火災発生現場の近くにいる者は、従業員等と協力して初期消火を行う。
- イ 事業所の消防計画において初期消火の任務を担当している者は、統括防火 管理者の指揮下で、相互に協力して消火活動を行う。

(3) 避難誘導

- ア 事業所の消防計画において避難誘導の任務を担当している者は、従業員等 を安全な場所へ避難誘導する。
- イ 事業所の消防計画において避難誘導の任務を担当している者は、避難誘導 の際に、負傷者及び逃げ遅れた者等の把握に努め、知り得た情報を当該事業 所の防火管理者及び統括防火管理者に報告する。
- (4) 休日・夜間等における防火管理体制
 - ア 火災を発見した場合は、直ちに消防機関(119番)に通報後、初期消火活動を行うとともに、防火対象物内の従業員等に火災の発生を知らせる。
 - イ 営業時間外等に発生した災害等に対しては、在館中の事業所の従業員及び その他防火管理業務に従事する者が協力する。
 - ウ 事業所の防火管理者は、火災、地震その他の災害等により被害が生じた場合は、統括防火管理者に報告する。

2 消防隊に対する情報提供及び消防隊の誘導

(1) 情報提供

統括防火管理者は、火災、地震その他の災害等が発生した際に消防隊に対して情報提供するため、次に掲げる図書等を **〇階管理室** に配置する。

- ア 防火対象物の概要表、平面図、詳細図、立面図、断面図、展開図、内部 仕上表及び建具表等
- イ 火気使用設備器具等の位置、構造等の状況を示した図
- ウ 緊急連絡先一覧
- 工 防火管理維持台帳
- (2) 消防隊の誘導

火災、地震その他の災害等が発生した場合は、<u>〇側正面玄関</u>に消防隊誘導のための人員を配置する。

第4章 震災対策

1 震災に備えての事前計画

(1) 建築物等の点検及び補強

統括防火管理者は、建築物及び建築物に付随する施設物(看板、装飾塔等)の倒壊、転倒、落下防止の措置状況を把握し、必要に応じて補強する。

(2) 避難施設等の点検及び安全確保

統括防火管理者は、事業所が実施する避難施設及び防火設備の点検状況を確認し、不備等がある場合は、事業所の防火管理者に対して必要な措置を講じるよう指示する。

- (3) 資器材及び非常用物品の準備
 - ア 各管理権原者は、地震その他の災害に備え、事業所の消防計画に基づき、 救助救護等の資器材及び非常用物品を準備し、維持管理する。
 - イ 防火対象物の全体についての資器材及び非常用物品は、 <u>〇階管理室</u>に 次のものを配置する。

種別	品名		
	医薬品:殺菌消毒剤、やけど薬、止血剤等		
応急手当用品	救急用品:止血帯、包帯、ガーゼ、三角巾、		
	ばんそうこう等		
 救助作業用資器材	ジャッキ、のこぎり、バール、スコップ、担架、		
	毛布等		
北岩田畑口	懐中電灯、拡声器、ラジオ、防水シート、		
非常用物品	ヘルメット等		

- ウ 統括防火管理者は、イの資器材及び非常用物品の点検、整備を定期的に実施 する。
- (4) 周辺地域の事業所、住民等との連携及び協力体制の確立 統括防火管理者は、周辺地域の事業所又は住民等との災害時の連携について、 各管理権原者と協議し、協力体制の構築を図るように努める。
- (5) 地震情報発表時の対応措置 また、地震情報等が発表された場合、館内放送等により在館者等へ伝達する。
- (6) 従業員等の一斉帰宅の抑制
 - ア 統括防火管理者は、帰宅困難者の発生による混乱を防止するため、在館者等に対し「むやみに移動を開始しない」ことを館内放送等により広報する。
 - イ 各管理権原者は、統括防火管理者に対して災害時に従業員等が安全に待機 できる場所(以下「施設内待機場所」という。)を確保させ、維持管理を行わ せる。

※施設内待機場所・・・ 1階エントランス及び各事業所の事務室

(7) 災害予防措置

各管理権原者は、統括防火管理者に対して、震災訓練等を実施した結果の確認及び検証を行わせ、計画を改善していく取組み(PDCAサイクル)を行わせる。

2 震災時の活動計画

(1) 震災時の自衛消防隊の任務

ア 統括防火管理者は、防火対象物全体の被害状況を把握し、防火管理者に

周知するとともに、必要な措置を行わせる。

- イ 防火管理者は、事務所の被害状況及び活動状況を把握し、自衛消防隊に必要な措置を行わせるとともに、統括防火管理者に報告する。
- ウ 被害のない事務所又は活動の終了した事務所の自衛消防隊は、統括防火管 理者から活動要請があった場合は、協力して活動を行う。
- (2) 緊急地震速報の活用

統括防火管理者は、訓練及び防火教育の機会を捉えて、緊急地震速報の受信 方法及び活用方法等について、従業員及びその他防火管理業務に従事する者に 周知し、効果的な活用を図る。

(3) 危険物等の流出、漏えい時の緊急措置

統括防火管理者は、危険物、毒物、劇物、薬品、高圧ガス等が流出又は漏えいが発生した場合は、自衛消防隊を活用して応急の措置を行う。

- (4) 初期救助·救護活動
 - ア 防火管理者は、事業所の消防計画に基づく安全措置を講じ、被害状況及び 建物、火気使用設備器具等の点検結果を統括防火管理者に報告する。
 - イ 統括防火管理者は、全体の被害状況を把握し、防火管理者に必要な応急 措置を行わせる。
 - ウ 周辺地域で救助や消火が必要な場合は、協力して対応する。
- (5) 被害状況の把握等
 - ア 統括防火管理者は、地震による建物の倒壊、火災の発生等の被害状況及び 鉄道等公共交通機関の運行状況を把握し、防火管理者に周知する。
 - イ 防火管理者は、周囲の被害状況を掲示板、拡声器等を用いて、従業員等に 周知する。
- (6) 周辺地域の事業所・住民との連携

統括防火管理者は、防火対象物内の安全が確認できた場合は、周辺地域の 事業所又は住民の応援に努める。

- (7) 従業員等の施設内待機等

 - イ 管理権原者は、アの報告を踏まえ、施設内で待機できるか判断する。
 - ウ 管理権原者は、施設周辺の状況や施設の被害状況等から施設の安全性が確保できないと判断した場合は、統括防火管理者の指揮の下、一時避難施設等へ従業員等を誘導する。

3 施設再開までの復旧計画

- (1) ガス、電気、上下水道、通信等途絶時の対策
 - ア 統括防火管理者は、ガス、電気、上下水道、通信等途絶時に、非常用 電源等の非常用物品を活用し対応する。
 - イ 統括防火管理者は、地震後の二次災害発生を防止するために、火気使用設備器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行う。
- (2) 危険物、ガス、電気等に関する二次災害発生防止措置

- ア 統括防火管理者は、建物内に立ち入ることが危険と判断した場合は、立入 禁止の措置を行い、防火管理者に周知する。
- イ 防火管理者、従業員及びその他防火管理業務に従事する者は、危険物及び ガスの漏えいを確認した場合は、その都度、統括防火管理者に報告するとと もに、適切な処置を行う。
- (3) 被害状況の把握

防火管理者は、消防用設備等の被害状況を把握し、異常があった場合は、統括防火管理者に報告する。

- (4) 復旧作業等の実施
 - ア 統括防火管理者は、復旧作業者に対し、消火器具の準備、避難経路の確認 を行わせた後、復旧作業を行わせる。
 - イ 統括防火管理者は、建物の使用再開するときは、安全管理体制を確立する とともに、再開の時期等を各事業所に周知する。

第5章 防災教育及び訓練

1 防災教育の実施

- (1) 統括防火管理者は、防火管理業務に従事する者に対して、防火管理業務に必要な知識、技術を高めるための教育を行う。
- (2) 統括防火管理者が実施する教育は、防火対象物の全体についての訓練時にあ わせて実施する。

2 防災教育の内容

統括防火管理者が行う防火管理業務に従事する者に対する防火教育の内容は、次による。

- (1) 全体についての防火管理に係る消防計画の内容周知
- (2) 各事業所の権原の範囲とその責務等
- (3) 自衛消防隊の編成とその任務
- (4) 消防用設備等、防災設備等の機能及び取扱要領
- (5) 廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設の維持管理
- (6) 地震及びその他の災害が発生した場合の自衛消防活動に関する事項
- (7) その他火災予防上及び自衛消防活動上必要な事項

3 放火防止対策

統括防火管理者は、次の放火対策を推進する。

- (1) 建物内外の可燃物等の除去
- (2) 物置、空室、雑品倉庫等の施錠管理の徹底
- (3) 挙動不審者への声掛け
- (4) 死角となりやすい廊下、洗面所等の可燃物の除去
- (5) その他

4 工事中等の安全対策

- (1) 統括防火管理者は、複数の事業所にわたる増築、模様替え等の工事が行われる場合、当該工事を行う防火管理者等と協力して「工事中の消防計画」を作成し、所轄消防署長へ届け出る。
- (2) 統括防火管理者は、各事業所が行う用途変更・間仕切変更・内装等の変更工事等又は催物の開催など不定期に行われる工事等に関し、必要に応じて、工事・催物等の計画内容等の確認や現場確認を行い、法令適合の確認や火気管理等の防火上の確認を行うものとする。

5 甲種防火管理再講習

各管理権原者は、防火管理者の資格管理を適正に行い、甲種防火管理再講習の受講を徹底する。

※ この項目は、防火管理業務の一部をビルメンテナンス会社等に委託する場合 に記載してください。

第6章 防火管理の委託

- (1) 防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務の委託を受けて全体についての防火管理業務に従事する者(以下「受託者」という。)及びその業務の範囲等については、別表4「全体についての防火管理業務の委託状況表」のとおりとする。
- (2) 受託者は、この計画に定めるところにより、全体についての防火管理業務を 適正に行うとともに、当該防火対象物の各管理権原者及び統括防火管理者の指 示の下にその業務を実施する。
- (3) 受託者は、受託した全体についての防火管理業務の実施状況について、定期的に統括防火管理者等に報告する。

附則

この計画は、 〇年〇月〇日 から施行する。

別記

防火対象物の管理権原者の権原の範囲

	所有者	所有部分	権原の範囲			
	〇〇〇ビル株式会社」 代表取締役〇〇〇〇	建物全体	地下1階〜8階の階段室等の 共有部分及び所有権の及ぶ範囲			
	管理権原者 「名称	権原の範囲				
1	消防太郎 「居酒屋〇	地下1階 飲食店部分				
2	消防花子 「〇〇書店	1~3階 書店部分				
3	大阪太郎 「〇〇株式	会社(〇〇支店)」	4~6階 事務所部分			
4	大阪次郎 「株式会社	○○(○○ 支店)」	7階 事務所部分			
5	消防三郎 「〇〇株式	会社(〇〇支社)」	8階 事務所部分			

※ この表は、個々の「建物構造」の実態にあわせて作成してください。

別表 1

自主点検チェック表「防火対象物等」

	実施項目	実施項目及び確認箇所	結果
	屋外階段	各構成部材及びその結合部に、緩み・ひび割れ・腐食・老化等はないか。	
建 物	手すり	支柱が破損・腐食していないか。取付部にゆるみ・浮きがないか。	
構造	非常用	表示されているか。また、進入障害はないか。	
	進入口		
	外壁の構造	①外壁の耐火構造等に損傷はないか。	
		②外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の	
	及び	障害となる物品等を置いていないか。	
	開口部等	③防火戸は円滑に開閉できるか。	
		①防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。	
		②階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。	
		③自動閉鎖装置(ドアチェック)付の防火戸等のくぐり戸が最後まで閉まる	
防火		カ。	
火設備		〔確認事項〕	
	7+ 4 57 (11)	・常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。	
	防火区画	・煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により	
		外し自動的に閉鎖するのを確認する。	
		④防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで	
		降下するか。	
		⑤防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。	
		⑥防火ダンパーの作業状況は良いか。	
	威士、 学的	①有効幅員が確保されているか。	
	廊下・通路	②避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置していないか。	
		①手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。	
	17.EK.E/L	②階段室の内装は不燃材料になっているか。	
避難	階段	③階段室に設備・機器等の障害物を設置していないか。	
避難施設		④非常用照明がバッテリーで点灯するか。	
	避難階の	①扉の開放方向は避難上支障ないか。	
		②避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。	
	避難口	③避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。	
	(出入口)	④避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。	

		①可燃物品からの保存	有距離は適正か。			
	同言:11/世	②異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。				
火	厨房設備	③ガス配管は亀裂、老化、損傷していないか。				
気設	ガスコンロ	④油脂分を発生する器具の天蓋及びグリスフィルターは清掃されているか。				
火気設備器具	湯沸器	⑤排気ダクトの排気能	 も力は適正か。また、ダクト	は清掃されている	らか。	
具		⑥燃焼器具の周辺部は	こ炭化しているところはない	か。		
	ガスストーブ	①自動消火装置は適正	Eに機能するか。			
	石油ストーブ	②火気周囲は整理整頓	頂されているか。			
		①電気主任技術者等の	の資格を有する者が検査を行	うているか。		
電	変電設備	②変電設備の周囲に同	可燃物を置いていないか。			
電気設備		③変電設備に胃音、過	過熱はないか。			
備	電気器具	①タコ足の接続を行っ	っていないか。			
	电风奋只	②許容電流の範囲内で	で電気器具を適正に使用して	いるか。		
		①標識は掲げられているか				
		②掲示板(類別・数量等)には、正しく記載されているか。				
	少量危険物	③換気設備は適正に機能しているか。				
危	貯蔵取扱所	④容器の転倒、落下防止措置はあるか。				
険物	以 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	⑤整理清掃状況は適正か。				
施設		⑥危険物の漏れ、ある	られ、飛散はないか。			
EX.		⑦屋内タンク、地下タ	タンクの場合に、通気管のメ	ッシュに亀裂等に	はないか。	
	指定可燃物	①標識は掲げられてV	いるか。			
	貯蔵取扱所	②貯蔵取扱所周囲に火気はないか。				
	NJ /BAFIN DATE	③整理整頓(集積)の状況はよいか。				
	点検実施者氏名	点検実施日	点検実施者氏名	点検実施日	統括防火管理者確	
,		MIRON DE	/////////////////////////////////////		認	
構造関	JA 0000	〇年〇月〇日	火気設備器具 0000	○年○月○日		
防火製	防火関係 〇〇〇〇 〇年〇月〇日 電気設備 〇〇〇〇 〇年〇月〇日					
避難関	関係 <u>0000</u>	○ ○ F○ F○<				

(備考) 不備・欠陥がある場合には直ちに統括防火管理者に報告します。

(凡例) ○…良 ×…不備 △…即時改修

別表2

自主点検チェック表「消防用設備等」

実施設備	確認箇所			
	(1)	設置場所に置いてあるか。		
가보 .[. 모모	(2)	消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。		
消火器	(3)	安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。		
(年 月 日実施)	(4)	ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。		
	(5)	圧力計が指示範囲内にあるか。		
屋内消火栓設備	(1)	使用上の障害となる物品はないか。		
泡消火設備	(2)	消火栓扉は確実に開閉できるか。		
(移動式)	(3)	ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。		
(年月日実施)	(4)	表示灯は点灯しているか。		
	(1)	散水の障害はないか。(例. 物品の集積など)		
	(2)	間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。		
スプリンクラー設備	(3)	送水口の変形及び操作障害はないか。		
(年 月 日実施)	(4)	スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。		
	(5)	制御弁は閉鎖されていないか。		
L.n本語 201/ L. = II./#5	(1)	散水の障害はないか。(例. 物品の集積など)		
水噴霧消火設備	(2)	間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。		
(年 月 日実施)	(3)	管、管継手に漏れ、変形はないか。		
%->\/ (.=n./#;	(1)	泡の分布を妨げるものがないか。		
泡消火設備(固定式) (年 月 日実施)	(2)	間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。		
	(3)	泡のヘッドにつまり、変形はないか。		
	(1)	起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の		
不活性ガス消火設備		注意事項等が明確に表示されているか。(手動式起動装置)		
ハロゲン化物消火設備	(2)	手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」		
粉末消火設備		「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。		
(年月日実施)	(3)	スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。		
	(4)	貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。		
	(1)	使用上の障害となる物品はないか。		
屋外消火栓設備	(2)	消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納箱」と表示		
(年 月 日実施)		されているか。		
	(3)	ホース、ノズルに変形、損傷はないか。		
新十冰叶 ¹² √√ ²⁻¹¹ ⊯	(1)	常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。		
動力消防ポンプ設備	(2)	車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。		
(年 月 日実施)	(3)	管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。		
自動火災報知設備	(1)	(1) 表示灯は点灯しているか。		
(年月日実施)	(2)	受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。		

	/
	(3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。
	(4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。
	(1) 表示灯は点灯しているか。
ガス漏れ火災警報設備	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。
(年月日実施)	(3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等に
(), 11, 20, 22,	よる末警戒部分がないか。
	(4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食等がないか。
漏電火災警報器	(1) 電源表示灯は点灯しているか。
(年月日実施)	(2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、油煙、ホコリ、錆等
	で固着していないか。
非常警報設備	(1) 表示灯は点灯しているか。
(年月日実施)	(2) 操作上障害となる物がないか。
(中 月 日夫旭)	(3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。
放送設備	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か、電源監視用の表示灯が
	正常に点灯しているか。
(年月日実施)	(2) 試験的に放送設備により、放送ができるかどうか確認する。
	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。
	(2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかり
避難器具	にくくなっていないか。
(年月日実施)	(3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。
	(4) 降下の際に障害となるものがなく必要な広さが確保されているか。
	(5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。
	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。
	(2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認
誘導灯	障害となっていないか。
(年 月 日実施)	(3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ
	適正な取り付け状態であるか。
	(4) 不点灯、ちらつき等がないか。
	(1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。
消防用水	(2) 道路から吸管投入口又は採水口までに消防自動車の進入通路が
(年 月 日実施)	確保されているか。
	(3) 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。
	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活
S44/1111/11/2019	動に障害となるものがないか。
連結散水設備	(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。
(年 月 日実施) 	(3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。
	(4) 散水ヘッドの周囲に、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。
連結送水管	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水
(年月日実施)	活動に障害となるものがないか。

	(2)	送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。
	(3)	放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる
		物がないか。
	(4)	放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に
		異常がないか。
	(5)	表示灯は点灯しているか。
非常コンセント設備	(1)	周囲に使用上障害となる物がないか。
(年月日実施)	(2)	保護箱は変形、損傷、腐食等がなく容易に扉が開閉できるか。
(中月日天旭)	(3)	表示灯は点灯しているか。
点検実施者氏名		○ ○ ○ ○ 統括防火管理者確認

別表3

自衛消防訓練実施結果記録書

実施日時	○年 ○	月 〇日	〇時	O分·	~ ○時	○分
実施場所	0000€	ル				
実施範囲	全体	· 部	分(棟		階)
訓練想定 (□にチェックし、 具体的な内容を記 載する。)	☑火災・□地類 具体的な内容 3階の○○ 数名いる 。	:			げ遅れた) 人が
	□総合訓練					名
訓練項目等		☑消火訓練	į			00名
(□にチェックし、		☑通報訓練	į			00名
参加人員を記入する。)	☑個別訓練	☑避難訓練	į			00名
		□その他 ()	名
訓練参加者	従業者・居住者等 (全員・一部)				00名	
内訳	(※うちパート・アルバイト)				〇〇名	
訓練指導者 (職・氏名)	統括防火管班	理者 〇〇(00			
	全体の評価	000	0000			
結果への意見	推奨事項	000	000000			
	反省点	000	0000			
記録作成者 (職・氏名)	〇〇株式会社	社 防火管 I	里者 (000		

- 備考 1 総合訓練とは、火災の覚知又は発見から消防隊到着までの初期消火、 通報連絡、避難誘導、消防隊への情報提供などの一連の自衛消防活動に 係る訓練をいう。
 - 2 訓練の事前計画や実施記録等を別に作成した場合は、添付しておくこと。
 - 3 自衛消防訓練実施結果記録書は、3年間保存すること

※ この表は、防火管理業務の一部をビルメンテナンス会社等に委託する場合に 作成してください。

別表4

全体についての防火管理業務の委託状況表

(年 月 日現在)

<遠隔移報方式>

防火対象物名称	0000EN	
管理権原者氏名	0000	
統括防火管理者氏名	0000	
	氏名(名 称)	○○○○警備株式会社
受託者の氏名・住所	住所(所在地)	○○市○丁目○-○
(法人にあっては 名称及び主たる	TEL	00-0000-0000
事務所の所在地	担当事務所	0000
	TEL	00-0000-0000
受託者の行う 防火管理業務 の範囲		番通報
受託者の行う 防火管理業務 の方法	2 到着所要 3 委託する	要員の待機場所 : 上記担当事務所 時間 : 約15分 防火対象物の区域 : 全域 時間帯 : 休日及び就業時間外

1 常駐方式:契約物件に1名以上、常駐して行う方式2 巡回方式:1日のうち数回、巡回して行う方式

3 遠隔移報方式:自動火災報知設備と通信回線により、休日、夜間等に機械警備を行う方式